

雇用保険に加入していない雇用取組農家への 農業経営体賃上げ対策緊急支援金相談会のご案内

長崎県では、最低賃金の引上げによる影響緩和のため、農家に対して「農業経営体賃上げ対策緊急支援金」の給付をおこなっております。

そこで、円滑な事業申請を図るため、申請書類の記入方法や必要書類についての相談会を開催します。

このような方はご確認ください！

- ✓ 従業員を雇用しているが対象になるか不明
- ✓ 支援金申請のやり方がわからずまだ申請していない
- ✓ 農繁期だけパートや外国人等を雇っている
- ✓ 認定農業者または認定新規就農者



1. 日時および場所

① 県北地区北部：令和8年9月11日（金）13:30～

場所：県北振興局吉井庁舎会議室

② 県北地区南部：令和8年9月14日（月）15:30頃～

場所：JA ながさき西海南部中央支店 2 階会議室

※13:30～15:30 に開催される労務管理研修会終了後に予定

2. 持ってくるもの（準備ができれば）

常時雇用の場合：雇用契約書1人分

臨時雇用の場合：賃金台帳※の写し

賃金台帳がない場合は給与支払額が分かるもの＋雇用日数の分かるもので代用可

※上記の書類等の相談も受けますので、持参されなくても大丈夫です。

3. 相談会の内容

- ・支援金申請に関する相談
- ・申請書の作成支援

一人じゃ作れない！

ウチは対象になるの？
どんな書類が必要なの？

支援金の概要

① 常時雇用支援金 …従業員を常時1人以上雇用している経営体に対する支援

支給額：15万円／経営体

② 臨時雇用支援金 …臨時雇用を行っている経営体に対する支援

延べ雇用日数300日以上：5万円／経営体、600日以上：10万円／経営体、900日以上：15万円／経営体

※1経営体につき1回のみ申請可能で、令和7年12月から令和8年11月までの雇用実績合計



【お問合せ先】

・（一社）長崎県農業会議

☎ 095-822-9647

・県北振興局南部地域普及課、北部地域普及課

☎ 0956-41-2033

担当：草刈、下釜、盛高

申込〆切、報告方法：9月7日（月）まで 電話及び裏面送信表にて